ふ意思はないが、現在此の地方に於ては相當に高い本給を支給して居ると我々は見て居るのである。

共濟組合の給付、解職手當の基礎に本給のみをする點に付て御話があつたが、奨勵加給の立前が原則として實際作業に從事する場合の奨勵方法で、勤勉な人、技術優秀な人に對して積極的に奨勵の意味を以て支給せられるのであるに對し、共濟組合[illegible]た後の生活上の脅威を緩和する[illegible]に、或は休んだ場合の生活の保障をする爲に之を爲すのであつて、孰れも現實の作業とは其の關係が間接である場合であるから、直接作業に從事する場合に支給する加給を加へてやらないのが、之等の制度自體より見ても、又は加給制度の性質より見ても當然と思ふからである。尚合同と關聯しての御尋ねもあつたが、合同關係のことは長官より既に詳細なる御話もあつたからそれに依つて御了解を願ひ、私はそれには關係なく合同問題とは切離して答辯を致して居る。

只今は諸君の熱心なる御要望に基く種々なる御説明を承つたが、官營工場に於ける職工の最近の收入を各省に照會して調査したが當所は寧ろ高位にあるのである。

物價騰貴の御話もあつたが、物價の趨勢に付ては我々も深甚の注意を拂つて居る。

奨勵加給増加の運用に付ては、委員の方々も本廳で諸君の御話を承つて居るから諸君の意のある所は御解りのことゝ思ふ。

前に申した如く奨勵加給制度に付ては、昨年三月の懇談會の際上で詳細お話し申上げて居るから、それに依り本制度を維持する所以を御了解願ひ度い。

[illegible]入れの出來ない具體的理由を云へとのことであるが、作業遂行上の必要に因ると申すより外はない。

組合の法人化

○共濟組合法人化ノ件

【中村福利課長】 此の問題は久しい以前より絶えず懇談會或は共濟組合評議會に提出せられた問題であるので、諸君も充分事[illegible]進に努力を續けて來たのであるが、或る省の故障の爲に現在に於ては一寸行惱みの狀態となつて居るのである。然し我々としても依然法人化に熱意を持つて居る。又今回の懇談會が實現される時に於ても之を成るべく法人としたらどうかと云ふ考へを持つて研究して居る。然し諸種の事情もあるので、只今申上げた通りになるかどうか確かなお約束は出來ないが、徹底を努力する。

【磯谷勞務部長】 製鐵所のみ單獨に法人化を爲し得ない理由は(一)法規上の關係(二)他省の勞働政策の關係に依る。其の省の名は申合せがあるので此の席上では發表出來ない。

賞與の問題

○(イ) 賞與增額及賞與ヲ雇傭條件ニ加フル件(年末三十日分、中元二十日分)

(ロ) 賞與失格四十六日ヲ百日ニ改正ノ件

【佐藤給與課長】 (イ) 賞與は其の都度各般の事情を考慮して其の額を決定するもので、豫め決定して置くことは賞與本來の性質上如何かと思ふ。然し諸君の御希望は充分承り置く。諸君の御努力に依り一層製鐵所の事業が好轉し賞與の增額支給が出來得る樣な時節の來ることを希望する。

[illegible]に賞與を雇傭條件に入れて置いて貰ひ度いと云ふ御要望は尤もな點もあるので、何れ規則改正の序に之を入れてもよいと思ふ。然し率を決められないことは只今お話した通りである。

次に(ロ)に付ては賞與には元來勤勉を奨勵するの意味が含ませてあるので、年に百日も休んだ人にまで支給するといふことは面白くない。百日と云へば[illegible]の意味を全く失つてしまふ。

【磯谷勞務部長】 賞與は豫め決定すべきものではないが、將來其の時期が來れば其の時の狀況に應じて成るべく澤山貰へるやう、私共からも長官にお願ひする。

指定を職工に

○指定職夫ヲ御時職工ニ採用ノ件(但シ健康診斷ニ止ムルノ件)

【磯谷勞務部長】 此の問題は直接懇談會の問題ではないが、諸君の友情を諒として説明だけ承つた次第であるから、答辯と云ふ譯ではなくて御參考迄に申上げる。

現在、職工に相當缺員も出來て居るので近々之が補充の爲或る程度の指定職夫を職工に採用することゝし、既に長官の御内意も伺つてある。然し採用の際に健康診斷のみで濟すと云ふことは法規上許されぬ處であるから、身體檢査を行ふ。但し勞務部とも相談の上幾分の手心は加へ寛大に取扱ふ積りである。

解職手當增額

○年功慰勞金及ビ解職手當增額ノ件(現在規定ノ二倍トスルコト)

【佐藤給與課長】 現在の規定でも經費の點より無理がある程であるから、現在の程度で御辛抱願ふより外に仕方がない。

(休　憩)

勤務時間短縮

○(イ) 常晝勤務者給料日一時間早退セシムル件

(ロ) 常晝勤務者ノ勤務時間短縮ノ件(八時間勞働トスルコト)

(ハ) 女工ノ勤務時間短縮ノ件(男工ヨリ一時間早ク)

【佐藤給與課長】 (イ) 最初給料日一時間早退の御要望があつ[illegible]

【安永工場課長】 (ロ) 此の問題は既々懇談會にも出た問題で、昨年も答辯して置いた。理論的には相當根據がない譯ではないが、我が國產業界の狀況から見て、製鐵所だけが率先して實現することは困難な事情にある。

(ハ) 原則として女工も男工と相關的に仕事をしてゐるわけであるから、女工だけが先に歸れば仕事に差支へが出來る。夫でも尚、用事があるから先に歸るといふことならば、製鐵所としては將來女工を使ふことに就て考へ直して見なければならぬのではないかと思ふ。

特別休暇增加

○特別休暇增加ノ件(組長十五日、伍長十日、普通職工七日)

【安永工場課長】 諸君としては有給休暇の多々益々多からむことを希望せられるであらうが、製鐵所としては經費の關係もあるから現在の程度で御辛抱を願ひたい。

昇給の改善

○昇給最低率確立及改善ノ件(毎年最低十錢、二圓五十錢以上ノ者ノ差別撤廢)

【佐藤給與課長】 諸君の御希望のあることは度々承つてゐるが、製鐵所としては各般の事情を考慮して決定するので、只今將來のことをお約束することは出來ない。然し當局としては一方諸君の立場をも考へて賦課當時に於てすら苦しい中から工面して昇給をさせて居る。其の點も買つて頂ひ度いと思ふ。

[illegible]三圓五十錢以上の者の差別撤廢[illegible]

教習所の規定

○教習所入所規定改正ノ件(梅毒既往症ヲ入所缺格條項ヨリ削除スルコト、及土木建築科設置)

【佐藤教習所長】 御希望は承り置いて全般的規則改正の際併せて研究する。

退營再入職者

○(イ) 退營再入職者ノ體格檢査ハ健康診斷ニ止ムルノ件

(ロ) 退營再入職者ノ勤務年數加算ノ件

(ハ) 退營再入職者特別昇給ノ件(一年十錢宛)

【安永工場課長】 (イ) 現在御希望通り健康診斷に止めて居る。

【佐藤給與課長】 (ロ)(ハ) 入營者に對して我々は衷心敬意を表する次第であるが、夫れは其の人が國民の一員として國家に御奉公して居るのであつて、直接製鐵事業に關係ある譯ではないから、製鐵所から御希望の如き取扱をすることは困難である。

給付の改善

○(イ) 年金受給年齡制限撤廢ノ件

(ロ) 年金加算日數增加ノ件(三日ヲ六日トスルコト)

(ハ) 公傷疾病年金受給者中未成年工及女工ノ日給一圓二十錢ニ達セサル者ハ一圓二十錢ニ引上ケノ件

【中村福利課長】 此の問題に關聯して職工に組合の現狀を述べ、併せて御答辯に代へ度いと思ふ。

現在組合は財政の上に於て又經營の上に於て樂觀を許さない事情に立至つて居るのである。[illegible]ち組合は組合規則に基き、公傷病給付、疾病給付、脫退給付其の他色々の給付義務を將來に向つて負つて居るのであつて[illegible]收入とに依つて成立てられるのである。處が昭和六年度末の責任準備金は千二百二萬四千五百七圓九十七錢で、其の理想額たる千五百八十二萬二千三百七十六圓十錢に比較すると實に三百七十九萬七千八百六十八圓十三錢の不足即ち赤字となつて居るのである。此の不足額は掛金率も政府給與金も給付の條件も凡て現在と變らぬものとして、積立金を年利六分に運用すれば三十三年半で消滅して理想額に達する計算になるのである。處が、昨今低金利時代が出現して六分利廻の投資物は殆ど何處を探しても見當らないのである。此の低金利が將來如何に變つて行くか、今の處全く豫斷を許さないのであるが、假に此の狀態が將來相當期間繼續するものとすれば、赤字は增す一方であつて、組合としては掛金を增すとか給付條件を引下げるとかしなければやつて行けないことになるのである。然し乍ら此の掛金を增すことも給付條件を引下げることも中々の重大問題であるので、我々としては目下慎重に研究考慮を重ねて居る次第であつて、諸君に於ても此の點に付き充分御考慮を拂はれんことを希望する。そこで本件の問題であるが、只今の話で充分御諒解の通り現在は給付條件を改善する時期ではないのであつて、將來改善することが出來るやうな餘裕のある時代が來れば其の時改めて御相談に乘ることにし度いと思ふ。

事務工の待遇

○筆算工及製圖職待遇改善ノ件

【安永工場課長】 定員算出率を變更する意思はないが、大正十[illegible]最近は大分事務工が[illegible]研究[illegible]して見度いとは思つて居る。

官舍改善

○(イ) 各門及官舍街ニ郵便ポスト設置ノ件

(ロ) 官舍改造ノ件

(ハ) 女工モ男工ト同樣官舍支給ノ件

(ニ) 官舍入口ニ押賣防止其他ノ立札設置ノ件

(ホ) 官舍增築及空屋ニ居住セシムルノ件

【松居文書課長】 (イ) 郵便局に諸君の御希望を傳へて善處したい。(記者註、前號本紙參照)

(ロ) 實情を見た上、豫算の許す範圍で實行し度いと思ふ。

(ハ) 原則として、女工だからとて現業職工と區別して取扱つては居ない積りである。但し夫婦共稼で、妻は本所職工であるが、夫は他に職業を持つて居るといふ樣な場合には大體官舍居住は命ぜられないものと思ふ。然しかゝる特別の場合は實際問題に當つて考慮する事とし度い。

(ニ) 取締係と相談の上、其の必要ありと認むれば出來るだけ實施しよう。

(ホ) 職工官舍は昭和五年度に四十戸、昭和六年度に十二戸、昭和七年度に十六戸、職員官舍を差し措いて增築した。今後も豫算の許す範圍で增築し度いと考へて居る。又空屋は特に空けて置く譯ではないが、前住者が傳染病であつた場合や後住者の關係等で時々空いた儘になることがあるが、今後關係者間に於て久しく空かない樣努力して貰ふことにする。

住宅建築資金

○住宅建築資金ヲ共濟組合ヨリ貸出ノ件

【中村福利課長】 此の問題は共濟組合の法人化を前提とする問題であらうと思ふ。例へば組合員が組合より資金を借り受けて住宅を建築したとする。其の場合、其の家屋は組合員名義として組合が之に抵當權を設定するか、或は債務の完濟に至るまで組合名義とするかであるが、何れにしても、組合が法人でなければ家屋の抵當權者にも所有者にもなり得ないのである。夫故此の問題は組合が法人となつた上で改めてよく研究し度いと思ふ。尚現在貸付部規程第三條に住宅建築及び大修繕の費用に充てる爲貸付け得る旨を定めて居るので、暫く之で御辛抱を願ひ度い。

職工職夫採用

○(イ) 職工職夫缺員補充ノ件

(ロ) 職工職夫採用權ヲ現場ニ與フルノ件

【安永工場課長】 (イ) 必要の限度に於て補充する。但し職夫には定員といふものはない。

(ロ) 先般工場課に於て統一採用することに改めて以來、今日迄の實績を見ると不都合の點はないので、只今の處此の方法を改める意思はない。

公休扱の増加

○(イ) 忌引ヲ職員同樣公休扱トスルノ件

(ロ) 八月十五日ヲ公休扱トスルノ件

(ハ) 兵役應召者前後一日ヲ公休扱トスルノ件

【佐藤給與課長】 (イ)(ロ) 御希望には副ひ兼ねる。(ハ) 御希望通り實施する。

公傷病の取扱

○公傷病取扱ニ關スル件(公傷再發治療期間ヲ七日迄認ムルコト)

【稲村醫務部長】 當所從業員及び臨時職夫にして職務の爲疾病に罹り又は傷痍を受けたる者は、直ちに本所病院の治療を受けることは申す迄もない[illegible]であるが、負傷當時に治療を受けぬ者が數日後に至り公傷病としての手續を取るも、實際問題として之が認定は困難である。但し公傷病に罹つた當時直ちに職場備付の救急箱を利用し應急手當を施し直ちに職長、班長若は伍長より證[illegible]を以て病院に診斷せられたるものに限り將來は公傷病の取扱をする。

肺結核の取扱

○肺結核ヲ公傷病取扱ノ件

【稲村醫務部長】 肺結核を公傷病に取扱はれたいとの要望も從來屢々で、之に對する病院當局の答辯の要旨は已に御承知のことゝ思ふ。元來肺結核は本所工場で勞働する人に限つて發生する病氣ではなく、工場で働かない人々の中でも隨分澤山之に罹つて居ることは諸君御承知の通りである。從つて職務が主なる原因でない場合でも悉く公傷病の取扱をすることは反對である。けれども工場作業が直接の原因で同病に罹つた人に對しては、醫學上の立場から之を慎重に診査、考究して公傷病に認むると謂ふ樣な例外のあることも從來述べた通りである。

【以下五の面(別紙)へ續く】

本號八頁